



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)
号外 第 27 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額の廃止	(医 療 対 策 課)	1
病院事業に係る出納取扱金融機関の指定の廃止	(")	1
島根県立病院入院規程の廃止	(")	1

病院局告示

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額	(医 療 対 策 課)	1
島根県病院事業に係る出納取扱金融機関の指定	(")	7
島根県立病院入院規程	(")	8

告 示

島根県告示第268号

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額 (昭和48年島根県告示第235号) は廃止し、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第269号

病院事業に係る出納取扱金融機関の指定 (昭和44年島根県告示第391号) は廃止し、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第270号

島根県立病院入院規程 (昭和44年島根県告示第476号) は廃止し、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第 1 号

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額を次のように定め、平成19年 4 月

1日から施行する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるところにより算定した額とする。

患者外給食料 1食につき 672円

出産に係る経費

分べん介助料 1児につき 100,000円

双児以上の場合においては、1児増すごとに50,000円を加算する。

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日の午前5時から午後10時まで並びにこれらの日以外の日の午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時までについては上記手数料にそれぞれ10,000円を、すべての日の午前零時から午前5時まで及び午後10時から午後12時までについては上記手数料にそれぞれ20,000円を加算する。

新生児管理保育料 1日につき 7,000円

その他出産に係る経費 この告示において使用料及び手数料の額の定めのあるものは当該額とし、定めのないものについてはその合計額が1日につき42,000円を超えない範囲内において管理者が別に定めるものとする。

人工妊娠中絶術料

妊娠12週未満 1件につき 52,500円

妊娠12週以上16週未満 1件につき 72,450円

妊娠16週以上 1件につき（介補料を含む。） 105,000円

妊婦健康診査

初診時の健康診査の場合 1回につき 4,500円

再診時の健康診査の場合 1回につき 4,000円

乳児健康診査 1回につき 5,355円（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、5,100円）

妊婦に対する水痘・帯状疱疹ヘルペス抗体検査（EIA法） 1回につき 2,300円

産後健康診査 1回につき 4,000円

分べん監視装置による諸検査 1回につき 3,000円

先天性代謝異常検査採血料 1件につき 4,000円

羊水染色体検査 1回につき 65,100円

リング挿入料 1件につき 26,250円

リング抜去料 1件につき 10,500円

リング交換料 1件につき 31,500円

人工授精料 1回につき 14,490円

体外受精料

採卵 1回につき 44,100円

精子の調整 1回につき 23,100円

媒精 1回につき 17,850円

胚培養 1回につき 38,850円

胚移植 1回につき 38,850円

顕微受精 1回につき 57,750円

凍結保存

卵子 1年につき 33,600円

精子 1年につき 29,400円

胚 1年につき 33,600円

ヒトパピローマウイルス検査

初診 1回につき 6,700円

再診 1回につき 3,600円

短期人間ドック 1泊2日 65,730円

脳ドックを行った場合は27,300円を、ヘリコバクターピロリ菌検査を行った場合は2,100円を、骨塩定量検査を行った場合は、3,150円を、上記手数料に加算する。

外来人間ドック 1日 39,900円

子宮頸部検査を行った場合は2,100円を、乳がんマンモグラフィー検査を行った場合で1方向から撮影したときは3,150円を、2方向から撮影したときは4,725円を、骨塩定量検査を行った場合は、3,150円を、ヘリコバクターピロリ菌検査を行った場合は2,100円を、上記手数料に加算する。

遺体処理料

外傷の縫合を行った場合 1体につき 18,165円

その他の場合 1体につき 4,515円

特別病室使用料

特別室A 1日につき 18,900円

特別室B 1日につき 12,600円

個室A 1日につき 6,300円

個室B 1日につき 5,250円

個室C 1日につき 4,200円

レントゲン画像複写料

C D R 1枚につき 326円

C R (半切) 1枚につき 924円

C R (B 4) 1枚につき 840円

歯科診療費

メタルボンドポーセレン

前歯・臼歯 1本につき 68,250円

隙 1本につき 13,650円

インプラント材植立料

相談料 1回につき 2,840円

基本検査料(デジタル画像) 1回につき 9,900円

紹介状作成 1件につき 3,940円

顎骨精密検査・植立可否診断

基本診療料 1回につき 600円

C T撮影を行ったときは18,850円を、パノラマ撮影を行ったときは6,300円を、上記手数料に加算する。

ステント作成・調整料

1歯から6歯まで 1装置につき 10,850円

7歯から10歯まで 1装置につき 13,055円

11歯以上 1装置につき 18,570円

診断用ワックスアップ 1歯 6,120円

1歯増すごとに4,090円を上記手数料に加算する。

全身精密検査・診断

基本診療料 1 回につき 600円

心電図検査を行ったときは2,360円を上記手数料に加算する。

インプラント材植立（一次手術）

基本診療料 1 回につき 600円

1 本目（選択）

インプラント材 定価30,000円未満 136,905円

インプラント材 定価30,000円以上 140,210円

複数本数埋入加算（2 本から 6 本まで）

インプラント材 定価30,000円未満 1 本につき 40,855円

インプラント材 定価30,000円以上 1 本につき 44,160円

複数本数埋入加算（7 本から10本まで）

インプラント材 定価30,000円未満 1 本につき 46,400円

インプラント材 定価30,000円以上 1 本につき 49,705円

複数本数埋入加算（11本以上）

インプラント材 定価30,000円未満 1 本につき 58,890円

インプラント材 定価30,000円以上 1 本につき 62,195円

口腔内洗浄料 1 回につき 600円

口腔外科後処理料 1 回につき 350円

一次手術後観察料 1 回につき 600円

インプラント材植立（二次手術）

基本診療料 1 回につき 600円

インプラント材植立料（二次手術） 1 回につき 20,410円

治療用アバットメント使用加算 1 歯につき 7,060円

口腔内診断料 1 回につき 1,180円

加算項目

パノラマ撮影 1 枚につき 4,790円

スタディーモデル（複雑） 1 回につき 790円

アタッチメント（アバットメントを含む。） 使用材料の購入価格に100分の105を乗じて得た額

インプラント上部構造料

全部鑄造冠料

白金加金 1 本につき 62,720円

金合金 1 本につき 62,805円

前装冠料

（硬質）レジン前装冠

白金加金 1 本につき 69,530円

金合金 1 本につき 68,705円

14K 1 本につき 59,030円

金バラ 1 本につき 56,710円

陶歯前装冠

白金加金 1 本につき 75,455円

金合金 1 本につき 74,635円

陶材焼付冠 1 本につき 78,005円

陶材焼付用チタン 1 本につき 71,555円

橋体 (前歯部)

レジン前装金属裏装 (ハイブリッドセラミック前装を含む。)

白金加金 1 本につき 66,200円

金合金 1 本につき 65,380円

14K 1 本につき 66,490円

金パラ 1 本につき 64,170円

陶歯前装金属裏装

白金加金 1 本につき 75,380円

金合金 1 本につき 74,560円

陶材焼付冠 1 本につき 76,495円

陶材焼付用チタン 1 本につき 71,255円

橋体 (臼歯部)

金属

白金加金 1 本につき 61,400円

金合金 1 本につき 60,575円

陶歯・陶材

白金加金 1 本につき 75,235円

金合金 1 本につき 74,415円

陶材焼付冠 1 本につき 79,780円

陶材焼付用チタン 1 本につき 73,835円

レジン前装金属裏装

白金加金 1 本につき 61,005円

金合金 1 本につき 60,270円

14K 1 本につき 59,850円

金パラ 1 本につき 58,275円

橋体 (前歯・臼歯)

オールハイブリッドセラミック 1 本につき 66,780円

乳房マッサージ料 1 回につき 2,415円

おむつ使用料

中央病院

常時使用の場合 1 日につき 735円

その他の場合 1 日につき 368円

新生児 (N I C U) の場合 1 日につき 315円 (消費税法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、300円)

紙パンツ 1 枚につき 168円

湖陵病院

常時使用の場合 1 日につき 500円

その他の場合 1 日につき 250円

紙パンツ 1 枚につき 140円

尿取りパッド (単独使用の場合) 1 枚につき 16円

病衣使用料 1 日につき 74円

衣類洗濯料

衣類全部の場合 1 月につき 3,200円

その他の場合 1月につき 1,680円

非紹介患者初診時加算料 中央病院1回につき 1,575円

ただし、救急患者及び公費負担医療制度の受給対象者を除く。

再診時選定療養費 中央病院1回につき 441円

ただし、公費負担医療制度の受給対象者を除く。

入院期間が180日を超えた日以後の入院料

特定患者の場合 1日につき 1,460円

その他の場合 1日につき 1,995円

セカンドオピニオン面接料 1回につき 15,750円

麻しん風しん予防接種料

混合ワクチン

初診 1回につき 11,655円

再診 1回につき 8,505円

麻しんワクチン

初診 1回につき 8,085円

再診 1回につき 5,040円

風しんワクチン

初診 1回につき 8,085円

再診 1回につき 5,040円

流行性耳下せん炎予防接種料 1回につき 8,085円

ツベルクリン反応検査料 1回につき 5,880円

B C G接種料

初診 1回につき 6,825円

再診 1回につき 4,725円

肺炎球菌ワクチン接種料 1回につき 9,135円

水痘ワクチン接種料 1回につき 9,870円

100日せきジフテリア破傷風予防接種料

初診 1回につき 6,405円

再診 1回につき 3,360円

ジフテリア破傷風予防接種料

初診 1回につき 6,615円

再診 1回につき 3,570円

インフルエンザ予防接種料

初診 1回につき 6,930円

再診 1回につき 3,990円

日本脳炎ワクチン接種料

初診 1回につき 6,300円

再診 1回につき 3,150円

ポリオワクチン経口接種料

初診 1回につき 5,460円

再診 1回につき 2,205円

クエン酸シルデナフィル製剤

25ミリグラム 1錠につき 1,155円

50ミリグラム 1錠につき 1,365円

エピネフリン注射液自己注射キット製剤

注射液0.3ミリグラム 1本につき 11,550円

注射液0.15ミリグラム 1本につき 11,550円

低用量経口避妊薬 28錠につき 1,680円

注射用酢酸セトロレリクス

注射液0.25ミリグラム 1本につき 7,560円

注射液3.0ミリグラム 1本につき 35,595円

中央病院において厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号。以下この項において「包括算定告示」という。）により費用の額を算定（医療機関別係数のうち調整係数を1.0154として算定）する場合 包括算定告示により算定した点数1点につき10円として計算した額及び食事療養の費用額算定表により計算した額

薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく承認を受けた医薬品のうち、使用薬剤の薬価（以下「薬価基準」という。）に記載されていないものの投与に係る薬剤料 病院購入価格

薬価基準に記載されている医薬品の薬事法に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果による投与に係る薬剤料 薬価基準に記載されている医薬品の薬価に100分の105を乗じて得た額

文書料

証明書

傷病等に関するもの

簡易なもの 1件につき 1,260円（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,200円）

複雑なもの 1件につき 1,995円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,900円）

検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,575円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）、医療費に関する証明を要するものについては525円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。

医療費に関するもの

簡易なもの 1件につき 1,155円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,100円）

複雑なもの 1件につき 1,680円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,600円）

診断書

簡易なもの 1件につき 2,520円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、2,400円）

複雑なもの 1件につき 3,675円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、3,500円）

検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,575円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）を、医療費に関する証明を要するものについては525円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。

島根県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、島根県病院事業の業務に係る公金の収納及

び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定した。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

出納取扱金融機関 株式会社山陰合同銀行

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

島根県病院局告示第3号

島根県立病院入院規程を次のように定める。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立病院入院規程

(用語の定義)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 島根県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第61号。以下「条例」という。)第4条第1項に規定する病院事業管理者をいう。
- (2) 病院 島根県病院局組織規程(平成19年島根県病院局管理規程第1号。)第7条に規定する中央病院及び湖陵病院をいう。
- (3) 病院長 中央病院病院長及び湖陵病院病院長をいう。

(入院の承認)

第2条 前条第2号に掲げる病院に入院しようとする者は、入院申込書兼誓約書(別記様式)を病院長に提出して、その承認を受けなければならない。

(承認の通知)

第3条 病院長は、前条の承認をしたときは、入院期日を指定して、その旨を申込者に通知しなければならない。

(指示)

第4条 病院長は、患者に対し、療養上又は病院の内部の秩序保持のため、必要と認める指示をすることができる。

2 患者は、前項の指示に従い、療養に専念しなければならない。

(強制退院)

第5条 病院長は、入院患者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退院を命ずることができる。

- (1) 病院における療養の必要がなくなったとき。
- (2) 前条第1項の指示に従わないとき。

(病院長の取扱い)

第6条 この告示で「病院長」とあるのは、病院長が置かれぬ場合にあつては、「管理者」と読み替える。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式その 1 (第 2 条関係)

入院 申 込 書 兼 誓 約 書	
	ID <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>
科	
病 棟	
入院 年 月 日	
患 者	ふりがな 氏 名 男 M S 年 月 日生 女 T H
	現住所 (〒) 都道 市 町 府県 区郡 村
	番地 アパート名等 TEL 自 宅 () - 丁目 勤務先 () -
	職 業 勤務先 TEL 勤務先 () -
連 繫 先 急	ふりがな 氏 名 続柄
	連 絡 先 自 宅 TEL () - (上記患者自宅以外) その他 () TEL () -
緊急連絡先は、家族の方等に必ず連絡のとれるところを記入してください。	
<p>上記の者貴院に入院し、診療を受けたいので、身元引受人・連帯保証人連署の上申し込みます。</p> <p>貴院に入院の上は、医療行為の一切を委任するとともに、入院規定その他貴院の規律及び診療上の指示を守り、これに反した場合は、いつ退院を命ぜられても異議は申しません。</p> <p>申込者又は身元引受人は、患者の身元に関する一切の事項を引き受け、患者が退院を命ぜられた場合は、指定の期日までに必ず引き取ります。</p> <p>入院料その他の諸費用は、指定の期日に納めます。万一、指定の期日までに支払ができなかった場合には、連帯保証人が申込者（支払義務者）と連帯して、滞りなく支払います。</p> <p>なお、記載事項に変更を生じた場合は、直ちに届け出ます。</p>	
申 込 者 (支 払 義 務 者)	ふりがな 氏 名 ㊦ M S 年 月 日生 続柄 T H
	現住所 (〒) 都道 市 町 府県 区郡 村
	番地 アパート名等 TEL 自 宅 () - 丁目 勤務先 () -
	職 業 勤務先
身 元 引 受 人	ふりがな 氏 名 ㊦ M S 年 月 日生 続柄 T H
	現住所 (〒) 都道 市 町 府県 区郡 村
	番地 アパート名等 TEL 自 宅 () - 丁目 勤務先 () -
	職 業 勤務先
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名 ㊦ M S 年 月 日生 続柄 T H
	現住所 (〒) 都道 市 町 府県 区郡 村
	番地 アパート名等 TEL 自 宅 () - 丁目 勤務先 () -
	職 業 勤務先
島根県病院事業管理者 (県立中央病院) 様	

(注) 連帯保証人は、親戚・知人等生計を別にする成年者に限ります。

別記様式その 2 (第 2 条関係)

入院 申 込 書 兼 誓 約 書									
患 者	ふりがな 氏 名	男 女	M T	S H	年	月	日	生	
	現住所 (〒)	都道府県			市区郡				
	町 村	番地 丁目	番	号	TEL	自 宅 ()	-		
	職 業	勤務先			TEL	勤務先 ()	-		
診療費の負担方法		被用者保険 老人保健法	国民健康保険 その他 ()	生活保護法	自費				
<p>上記の者貴院に入院し、診療を受けたいので、身元引受人・連帯保証人連署の上申し込みます。</p> <p>貴院に入院の上は、医療行為の一切を委任するとともに、入院規程その他貴院の規律及び診療上の指示を守り、これに反した場合は、いつ退院を命ぜられても異議は申しません。</p> <p>申込者又は身元引受人は、患者の身元に関する一切の事項を引き受け、患者が退院を命ぜられた場合は、指定の期日までに必ず引き取ります。</p> <p>入院料その他の諸費用は、指定の期日に納めます。万一指定の期日までに支払ができなかった場合には連帯保証人が申込者と連帯して、滞りなく支払います。</p> <p>なお、記載事項に変更を生じた場合は、直ちに届け出ます。</p>									
申 込 者 (支 払 義 務 者)	ふりがな 氏 名	印	M・T・S・H	年	月	日	生		
	現住所 (〒)	都道 府県	市 区 郡	町 村	番地 丁目	番	号	続 柄	
	職 業	勤務先			TEL	自 宅 ()	-	勤務先 () -	
身 元 引 受 人	ふりがな 氏 名	印	M・T・S・H	年	月	日	生		
	現住所 (〒)	都道 府県	市 区 郡	町 村	番地 丁目	番	号	続 柄	
	職 業	勤務先			TEL	自 宅 ()	-	勤務先 () -	
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	印	M・T・S・H	年	月	日	生		
	現住所 (〒)	都道 府県	市 区 郡	町 村	番地 丁目	番	号	続 柄	
	職 業	勤務先			TEL	自 宅 ()	-	勤務先 () -	
島根県立湖陵病院長 様					年	月	日		

(注) 連帯保証人は、親戚・知人等生計を別にする成年者に限ります。